

広島市立安佐市民病院建替えに係る基本計画策定業務公募型プロポーザル手続開始の公示

平成27年10月 9日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構理事長 影本 正之

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市立安佐市民病院建替えに係る基本計画策定業務（以下「本業務」という。）

(2) 内容

「広島市立安佐市民病院建替えに係る基本計画策定業務基本仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から270日間とする。

(4) 選定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島市立安佐市民病院建替えに係る基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「プロポーザル実施要領」という。）による。

2 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、本業務の受託者（資本面又は人事面において関連のある者（※）を含む。）及び下請会社（以下「受託者」という。）は、以降発注予定の基本設計、実施設計の受託者となることができない。

※ 「資本面において関連のある者」とは、一方の事業者が他方の事業者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、一方の事業者の代表権を有する役員が他方の事業者の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

(1) 契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。

(2) 広島市の競争入札参加資格の「平成26・27・28年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」に登録されている者であること。

(3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4) 公示日から受託候補者の選定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(5) 平成17年4月1日以降に、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県若しくは市町村が設置する病院又は公的病院（医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院）の整備（400床以上の病院の新築又は診療棟を含む400床以上の病棟建替えに限る。）に関する基本構想又は基本計画の策定業務を、元請として受託した実績があること

(ただし、単に情報システムのみを対象とした整備や施設整備を伴わない運営システムの見直しのみを対象とした業務は除外する。) かつ、当該実績を証明できる契約書及び仕様書の写しを提出することができること。

3 プロポーザル実施要領等の配布方法

プロポーザル実施要領等は、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）のトップページの「新着情報」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から平成27年10月30日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 配布場所

〒730-0037

広島市中区中町8番18号

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局施設整備課（以下「施設整備課」という。）

TEL 082-569-7839

FAX 082-569-7835

電子メール hirokikou-honbu@hcho.jp

4 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から平成27年11月6日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出場所

施設整備課（上記3（2）に同じ。）

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

5 質問の受付及び回答

(1) プロポーザル実施要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から平成27年10月22日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 提出場所

施設整備課（上記3（2）に同じ。）

ウ 提出方法

電子メール又はFAXで提出すること。なお、送信後到達を電話確認すること。

また、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要。

- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するほか、病院機構のホームページ (<http://www.hcho.jp/>) へ掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期間

参加表明書等を提出した日から平成27年11月18日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出場所

施設整備課(上記3(2)に同じ。)

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

7 企画提案に対する審査

「プロポーザル実施要領」のとおり。

8 受託候補者の選定

「プロポーザル実施要領」のとおり。

9 契約の締結

受託候補者は、本業務に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合は、契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は、次点者を交渉権者とする。